

○矢掛町下水道排水設備指定工事店規則

平成10年10月19日

規則第44号

改正 平成13年規則第13号

平成14年規則第27号

平成17年規則第33号

平成21年規則第25号

平成23年7月1日規則第7号の2

平成24年2月10日規則第6号

平成30年3月26日規則第5号

令和3年3月16日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢掛町公共下水道条例（平成10年矢掛町条例第12号。以下「下水道条例」という。）の規定に基づき、矢掛町下水道排水設備指定工事店等に関して必要な事項を定めるものとする。

(平13規則13・平14規則27・平21規則25・平30規則5・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 排水設備等の新設等の工事をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 下水道条例第6条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして町長が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 社団法人岡山県下水道協会（以下「県協会」という。）に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。
- (4) 下水道排水設備工事責任技術者証 県協会会長が責任技術者に発行する証（以下「責任技術者証」という。）をいう。

(平13規則13・平14規則27・平21規則25・平30規則5・一部改正)

(指定の申請)

第3条 下水道条例第6条の2第2項の規定による申請は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）により行い、当該指定工事店規則及び規則で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
- (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

2 下水道条例第6条の2第2項の指定工事店規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 住民票（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るもの）
- (2) 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書
- (3) 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- (4) 営業所の平面図及び付近見取図（様式第1号の2）並びに写真
- (5) 下水道条例第6条の3第2号で定める機械器具を有することを証する機械器具調書（様式第1号の3）
- (6) 責任技術者名簿（様式第2号）及び責任技術者証の写し
- (7) 営業所となる所在地の固定資産税評価証明書又は登記事項証明書又は土地建物貸借契約書の写し
- (8) 申請者の所在地の市町村税についてのすべての税目を記載した前年度の納税証明書（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るものを含む。）
- (9) 下水道条例第6条の3第5号アに該当しない者であることを証する書類（申請者が法人である場合には、その代表者に係るものに限る。）及び下水道条例第6条の3第5号イからカまでに該当しない者であることを誓約する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 指定の申請をすることができる期間は、毎年6月1日から同月30日までとする。ただし、町長が特別の理由により必要と認めた場合は、この限りでない。

4 町長は、前項本文の規定による申請に基づき指定を行う場合は、申請日の属する年度の9月1日を指定日とし、その有効期間の満了日は、指定日から5年以内において町長が定める日までとする。

（平14規則27・全改，平17規則33・平21規則25・平30規則5・令3規則7・一部改正）

（指定工事店証）

第4条 下水道条例第6条の6第1項の規定による指定工事店証は、下水道排水設備指定工事店証（様式第3号）とする。

（平14規則27・全改，平21規則25・平30規則5・一部改正）

(指定の更新)

第5条 下水道条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する年の6月に、第3条第1項の申請書に、第3条第2項各号に掲げる書類及び前条の指定工事店証の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 指定の更新における更新日は、以後5年ごとの9月1日とする。

(平14規則27・全改, 平21規則25・平30規則5・一部改正)

(機械器具)

第6条 下水道条例第6条の3第2号に規定する機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管の切断用の機械器具
- (2) 測量用の機械器具
- (3) 掘削用の機械器具
- (4) 埋め戻し用の機械器具

(平14規則27・全改, 平21規則25・平30規則5・一部改正)

(責任技術者の登録)

第7条 責任技術者の登録は、町と協議済の登録基準、方法等に基づき県協会会長が行うものとする。

(平14規則27・全改)

(責任技術者証)

第8条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 責任技術者は、責任技術者証を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平14規則27・全改)

(兼職禁止)

第9条 責任技術者は、複数の指定工事店の責任技術者を兼ねることができない。

(平14規則27・全改)

(責任技術者)

第10条 責任技術者の業務の禁止及び一時停止については、県協会の定める責任技術者の登録の取消し及び一時停止基準に準じるものとする。

(平14規則27・全改)

(指定工事店証の書換え交付申請)

第11条 指定工事店は、下水道条例第6条の6第1項の規定により交付された指定工事店

証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに指定工事店証（再・書換え）交付申請書（様式第4号）に変更の事実を証する書類及び当該指定工事店証を添えて、これを町長に提出し、当該指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。

（平14規則27・全改，平21規則25・平30規則5・一部改正）

（指定工事店証の再交付申請）

第12条 指定工事店は、下水道条例第6条の6第1項の規定により交付された指定工事店証を毀損又は紛失したときは、直ちに前条の申請書に毀損した指定工事店証を添えて、これを町長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

（平14規則27・全改，平21規則25・平30規則5・一部改正）

（遵守事項）

第13条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
- （2） 工事は、適正な工費で施工しなければならないこと。
- （3） 工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならないこと。
- （4） 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- （5） 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならないこと。
- （6） 工事は、下水道条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。
- （7） 工事は、責任技術者の監理下でなければ設計及び施工してはならないこと。
- （8） 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で改修しなければならないこと。
- （9） 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならないこと。
- （10） 指定工事店は、所属する責任技術者を管理及び指導しなければならないこと。

（平14規則27・全改，平21規則25・平30規則5・一部改正）

（変更の届出）

第14条 下水道条例第6条の8の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 組織の変更

- (2) 名称の変更
- (3) 代表者の異動
- (4) 営業所の移転
- (5) 営業所の仮移転
- (6) 専属する責任技術者の異動
- (7) 住居表示又は電話番号の変更

2 下水道条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに指定工事店異動届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる変更の場合には、登記事項証明書及び定款の写し並びに下水道条例第6条の3第5号カに該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 前項第2号に掲げる変更の場合には、指定工事店証及び法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 前項第3号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、住民票、納税証明書、下水道条例第6条の3第5号アに該当しないことを証する書類、下水道条例第6条の3第5号イからオまでに該当しない者であることを誓約する書類及び下水道条例第6条の3第4号に該当することを証する書類並びに法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し
- (4) 前項第4号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、固定資産税評価証明書又は登記事項証明書又は土地建物の貸借契約書の写し及び営業所の平面図、付近見取図及び写真並びに法人にあっては登記事項証明書
- (5) 前項第5号に掲げる変更の場合には、営業所の平面図、付近見取図及び写真
- (6) 前項第6号に掲げる変更の場合には、責任技術者証及び雇用関係を証する書類並びに下水道条例第6条の3第5号イからオまでに該当しない者であることを誓約する書類
- (7) 前項第7号に掲げる住居表示の変更の場合には、指定工事店証及び住居表示の変更のわかる書類

(平14規則27・全改, 平17規則33・平21規則25・平30規則5・令3規則7・一部改正)

(廃止・休止・再開届出書)

第15条 下水道条例第6条の8の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする

する者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに指定工事店（廃止・休止・再開）届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出書には、指定工事店証を添付しなければならない。

（平14規則27・全改，平21規則25・平30規則5・一部改正）

（公示）

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度これを公示するものとする。

- （1） 指定工事店を新たに指定したとき。
- （2） 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- （3） 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、指定の更新をしなかったとき。
- （4） 第14条第1項第2号，第3号又は第4号に係る変更の届出があったとき。
- （5） 前条に係る届出があったとき。

2 町長は、県協会が試験又は更新講習を実施しようとする場合において、県協会から依頼があったときは、あらかじめ、当該試験又は更新講習の日時等を公示するものとする。

（平14規則27・全改）

（県支部への通知）

第17条 町長は、指定工事店の指定、指定の取消し及び一時停止並びに責任技術者の業務の禁止及び一時停止をしたときは、県協会に通知するものとする。

（平14規則27・全改，平21規則25・一部改正）

（事務連絡会）

第18条 町長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店及び責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年7月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に指定工事店として登録している者は、施行日以降において最初に行われる指定の更新まで従前の例による。

- (1) 施行日前の既存指定工事店の本指定工事店規則に基づく指定の更新を平成10年11月1日から平成15年9月1日までの期間内に1回以上実施するものとする。なお、この更新による指定期間は、平成15年8月31日までとする。
- (2) 第5条第2項の規定にかかわらず、指定工事店の初回の指定の更新は、平成15年9月1日とし、同日以降5年ごとの9月1日を更新基準日とする。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、平成15年9月2日以降に指定を受けたものの指定の更新日は、前号に規定する更新基準日とする。
- (4) 平成10年11月1日に既存指定工事店の指定の更新を行う場合は指定要件を従前の例によることが出来る。
- (5) その他必要な事項は別に定めることが出来る。

(平13規則13・平17規則33・一部改正)

- 3 この規則の施行の日前において、町で登録を受けている責任技術者に係る登録及び責任技術者証の効力については、平成10年6月30日までとする。ただし、県協会の定めるところにより、県協会登録と認定された者については、県協会の定める期限まで効力を有するものとする。

附 則 (平成13年規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日規則第7号の2)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月10日規則第6号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・継続)

矢掛町長 殿

申請者	ふりがな 商 号			
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()		

[添付書類]

- 1 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るもの）
- 2 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書
- 3 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- 4 営業所の平面図及び付近見取図（様式第1号の2）並びに写真
- 5 矢掛町公共下水道条例第6条の3第2号で定める機械器具を有することを証する機械器具調書（様式第1号の3）
- 6 責任技術者名簿（様式第2号）及び責任技術者証の写し
- 7 営業所となる所在地の固定資産税評価証明書又は登記事項証明書又は土地建物貸借契約書の写し
- 8 申請者の所在地の市町村税についてのすべての税目を記載した前年度の納税証明書（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るものを含む。）
- 9 矢掛町公共下水道条例第6条の3第5号アに該当しない者であることを証する書類（申請者が法人である場合には、その代表者に係るものに限る。）及び矢掛町公共下水道条例第6条の3第5号イからカまでに該当しない者であることを誓約する書類
- 10 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第1号の2

営業所の平面図及び付近見取図	
平面図	面積 m ²
付近見取図	

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚
2 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

様式第1号の3

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	数 量	備 考

- (注)1 種別の欄には『管の切断用の機械器具』『測量用の器具』『掘削用の機械器具』『埋め戻し用の機械器具』の別を記入すること。
- 2 名称の欄には金切り鋸等の『管の切断用機械器具』, レベル, テープ等の『測量用の器具』, スコップ, つるはし等の『掘削用の機械器具』, タンパ等の『埋戻し用の機械器具』その他これらと同等以上の機能を有するものを記入すること。
- 3 写真添付のこと。

様式第2号

年 月 日

責 任 技 術 者 名 簿

矢掛町長 殿

指 定 番 号 第 号
商 号
〒
営業所所在地
電 話
代 表 者 氏 名 印

ふりがな 責任技術者名	住 所	登 録 番 号	摘 要

[添付書類]

- 責任技術者証の写し
- 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ(専属する責任技術者に限る。)
 - ① 組合健康保険及び政府管掌健康被保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。)の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収証の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し(注) 摘要欄には、専属、所属の別を記入すること。

様式第3号

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証

矢掛町長 印

下記の者を、矢掛町公共下水道条例第6条の6第1項の規定により、矢掛町下水道排水設備指定工事店として指定する。

指 定 番 号	第 号
指定工事店名(商号)	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日

様式第4号

年 月 日

指定工事店証(再・書換え)交付申請書

矢掛町長 殿

申 請 者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名	
	(商 号) ふ り が な 代 表 者 氏 名	印
	営 業 所 所 在 地	電 話 ()
理由及び経過説明		

[添付書類]

再交付申請

- 1 住民票
- 2 登記事項証明書及び定款の写し(法人の場合)
- 3 指定工事店証(き損した場合)

書換え交付申請

- 1 変更の事実を証する書類
- 2 指定工事店証

様式第5号

年 月 日

指 定 工 事 店 異 動 届

矢掛町長 殿

指 定 番 号 第 号

指 定 工 事 店 (商 号)

代 表 者 氏 名 印

下記のとおり変更を生じたので、矢掛町公共下水道条例第6条の8の規定により届け出ます。

異 動 事 項	新	旧

(注) 異動事項欄には、下表の異動項目欄から該当するものを選んで記入すること。

異 動 項 目	添 付 書 類
組 織 (役員の変更を含む。)	登記事項証明書・定款の写し(法人のみ)、誓約書
名 称	登記事項証明書・定款の写し(法人のみ)、指定工事店証
氏 名 (代 表 者)	登記事項証明書・定款の写し(法人のみ)、指定工事店証、身分証明書、誓約書、納税証明書、住民票
責 任 技 術 者	専属者の責任技術者証、雇用関係を証する書類、誓約書
住 居 表 示	指定工事店証、住居表示の変更のわかる書類(変更後の住民票又は変更後の登記事項証明書)
電 話 番 号	
営 業 所 移 転	登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証、営業所所在地の土地建物の固定資産税評価証明書(登記事項証明書でも可)又は土地建物賃貸借契約書の写し(建物については、貸主の評価証明書又は登記事項証明書)、営業所の平面図、付近見取図及び写真
営 業 所 仮 移 転	営業所の平面図、付近見取図及び写真

様式第6号

年 月 日

指定工事店(廃止・休止・再開)届出書

矢掛町長殿

届出者住所
氏名 印

矢掛町公共下水道条例第6条の8の規定に基づき矢掛町下水道排水設備指定工事店として事業の(廃止・休止・再開)の届出をします。

申請者	指定番号	第 号
	ふりがな 指定工事店 (名称)
	ふりがな 代表者氏名
	営業所所在地	電話 ()
[理由]		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		

[添付書類]
指定工事店証(廃止・休止の場合)

様式第1号

(令3規則7・全改)

様式第1号の2

様式第1号の3

様式第2号

様式第3号

(平14規則27・平21規則25・平30規則5・一部改正)

様式第4号

(平14規則27・全改, 平17規則33・一部改正)

様式第5号

(平14規則27・旧様式第6号繰上・一部改正, 平17規則33・平21規則25・平30規則5・一部改正)

様式第6号

(平14規則27・追加, 平21規則25・平30規則5・一部改正)